

○参考人（後藤康雄君） 私のつまらない文章を読んでいただきまして、ありがとうございました。

〔会長退席、理事辻泰弘君着席〕

それで、じゃ御質問にお答えいたしますと、そこで私が申し上げたかったことは、別に財政投融资改革、これまで進められてきた努力を、意義を否定するわけでもございませんし、それから今御指摘があった関空なんかも含めた個別の財投機関あるいは政府系機関が実力以上に高い格付を得ていることが、それ自体が駄目と言っているわけではないんですけども、そこで申し上げたかったのは、マーケットの評価だけですべてを白黒、何か線引きするのはしよせん無理があるんじゃないかということを実は申し上げたかったわけでご覧しまして、例えば関空が本当に政策的な意義で必要あるということが政策レベルで決定されれば、それはマーケットの評価にさらすのではなくて、もう補助金なりなんなりで運営していけばいいと思いますし、あくまでもマーケットでその財投機関債なりを発行して市場に評価させるのは一つのステップ、ステップワンであって、自力では十分に経営ができるかできないかということの評価させる段階だけだという意義しかないと思いますので、個別の格付に関して余りそれ自体がいい悪いということにはちょっとすぐには言えないだろうと思います。

ただ、さはさりながら、やっぱりせつかく今財投改革を進めてきていますので、それをまた元に戻して一からやり直すというよりは、せつかくやっていることをベースにして物事を考えていった方がいいと思いますので、何と申しましょうか、場合によっては、倒産までは行かないにしても、何らかの責任を取らせるということのアナウンスするだけでもマーケットは相当反応すると思います。その責任の取り方というのが、いきなり破産なのか、それとも事業縮小なのか、あるいは利子を払わないという一種の緩やかなデフォルトなのか、それは別といたしまして、多少なりとも出資した側に、その投資した側にその損害が及ぶかもしれないということをちょっとアナウンスするだけでも相当今とは違う規律付けが働くと思いますので、現実にはいきなりその政府からの支援を打ち切って個別の政府系機関を倒産させるというのはもう無理だと思いますけれども、しかし場合によっては利子を払わないとか、それぐらいのことはアナウンスしてもいいのかなというふうに考えております。

それで、その際の責任というのは、本来論、そもそも論でいえば、やはりこれは財投機関債の場合は政府保証は付いておりませんので、それは自己責任で投資した投資家が責任を負うべき、それが正に財投機関のそのマーケットを通じた規律付けの発想だったと思いますので、取りあえずそういう方向なのかなというふうに考えてございます。

○理事（辻泰弘君） 次に、小泉昭男君。

○小泉昭男君 自民党の小泉昭男でございます。

先ほどの岸本参考人、後藤参考人のお話、大変勉強になりました。

まず、岸本参考人からお伺い申し上げたいと思いますが、事前にいただいた資料なんですけれども、一人生産方式、大分取り組まれているということを知りました。それと、大事な資産は人でしかない、こういうことも本当に納得できる内容でございましたし、私が今思うのは、ノーベル賞を受賞された小柴さんが言われた言葉の中に、むちゃな要求をしてくれる人が出てこないと技術が伸びないんです、それと、新発見はある実験でうまくいかなかった後、だれかが新しいことを始めたときに達成される法則がある、こういうことを小柴さんが言っているんですけれども、私、極めてこれからの経済の中で必要なことは、今は現実的でなくても近い将来必ず現実的なものになって日本の経済の牽引力になってくれるものが大分あるんじゃないかな、こういうふうに思います。

そういう中で、大変御苦労の中での御努力をいただいていることに敬意を表したいと思いますが、この中でひとつお考えをお伺いしたいのは、知的財産の保護ですね。発光ダイオード、裁判が二〇〇四年の一月三十日判決が出まして、二百億、それからどういうわけだか金額が全く変わって最終的なものになったということを知っておりますが、先ほどのお話の中でも紛争の迅速処理がやはり必要ではないかという、両参考人の御意見の中でもそういうふうに自分は感じ取ったんですけれども、この知的財産の日本から海外に流出を食い止めるにはどうしたらいいのか、この辺のところについてひとつお伺いをしたいなど、こういうふうに思います。

それと、後藤参考人にお伺いしたいんですが、この資料の中で、これから伸びていくだろうと言われるのは、この中にハイブリッドカーも入っているという資料を拝見しました。今、産学官とか公とか、それに一つ加えて民、産学公民、こういう四つの連携が必要だと言われておりますけれども、私、先日、慶應義塾大学で研究開発している電気自動車、もう何回か見ているんですが、将来これがもし実用化の段階に入っていきますと、エンジンは要らない、ミッションは要らない、エンジンオイルも要らない。こうなると産業構造まるっきり変わってきます。

こういうふうな動きの中で、将来必ずエネルギーの確保と消費のバランスが問題になってくると思いますので、私は、今、原子力発電によって七〇%程度の電力を確保しているというのが日本の現状だと思いますけれども、これからそういうふうな部分も踏まえて、エネルギーの確保と消費のバランス、それとまた、これから本当に伸びていくためにハイブリッドカーを含めてどういう考えを進めていったらいいものか、この辺のお考えをちょっと伺いたいと思います。

それと、あと、先ほどのお話も少しございましたが、この参考資料の中に、後藤参考人の新聞記事で国債の保有残高が日銀が一五%持っている、ということについても少しお考えいただきたいなど、こういうふうに思います。

以上でございます。

○理事（辻泰弘君） では、まず岸本参考人からお願いいたします。

○参考人（岸本正壽君） 知的財産保護に関連して、どうやって流出を防ぐのかという御質問のように受け止めておりますが、これはちょっと私も勉強不足でよく分かりませんが、国、いわゆる法律的にどういう法律があってそれを防止しようとしているのかということは分かりませんが、今我々民間でいろいろ努力していることは、特に今、情報問題、情報漏えいとかいろんな機密保持の問題、いろいろな動きが非常にたくさんございまして、やはりこれは企業が、特許というか特許財産というのは企業の財産でございまして、自分から自分の責任において守るという行為が優先しなきゃならないだろうという具合に考えてございまして、今どの企業でもそういう特許に限らず情報の保護をどうするかということで、最近、各社の就業規則といたしまししょうか、そういうものを見ても、そういう機密情報の保護というのがちゃんと載っているようになっていまして、それでそういうもの、セキュリティーの関係の一つの規定というのが規定集になっております。そういうことで、やはりこれは自分で保護するというのを優先して考えなければならないという具合に思っております。

〔理事辻泰弘君退席、会長着席〕

それから、当然それには罰則がございまして、どの企業もどういう罰則をしたらいいのか非常に苦慮しているわけです。懲戒解雇というわけにもいかないかなど。しかし、大きな財産を漏らした、流出したというのは非常に大きい問題でございまして、その辺でちょっともめておりますが、当社の場合、日本の企業どこでも組合がございまして、ですから、組合と経営の方で話し合っただけでその辺を固めているというのが現状のように認識をしております。